

社会福祉法人しなのめ福祉会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しなのめ福祉会(以下[法人]という。)の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員の報酬については、その地位にかかわらず、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員が職員である場合には、これを支給しない。
- 3 役員は勤務を行った日については、当法人所定の勤務記録簿に押印しなければならない。
- 4 理事長の役員報酬については、月額制とし、月80,000円を支給する。
ただし、経営状況により変動する場合あり。

(費用弁償)

第3条 役員が理事会に出席した時、監査を実施した時、評議員等の報酬等について定めるものである。

会議1回につき3,000円

- 2 役員が、研修に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行した時には、その費用を弁償する。
- 3 費用弁償額は社会福祉法人しなのめ会山田保育園の給与規定により、宿泊料、交通費等を支給する
- 4 その他、理事長が必要と認めた時に支給することができる

(改正)

第4条 この規定の改正については、評議員及び理事会の決議を要する。

附則

この規定は、平成23年1月25日から施行する。

附則

この規定は、平成27年11月24日から施行する。

この規定は、平成29年8月18日から施行する。

この規定は、令和4年6月17日から施行する。